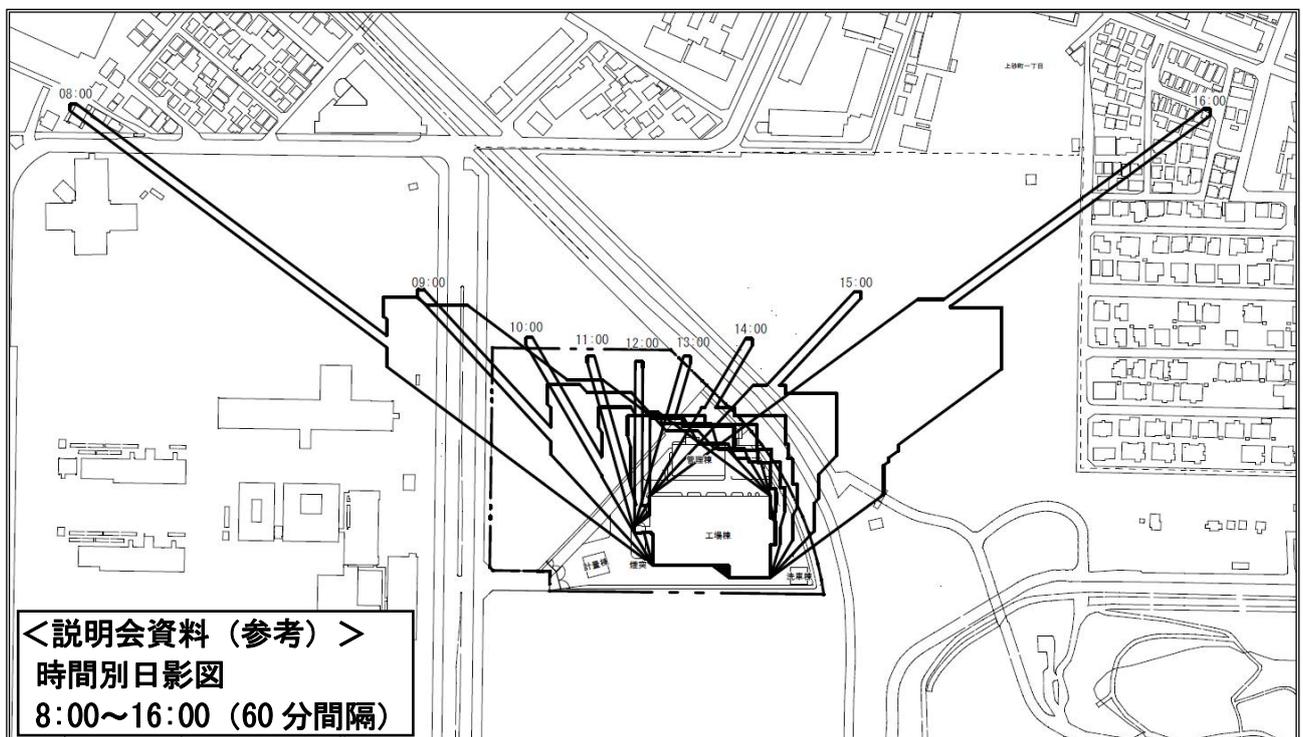
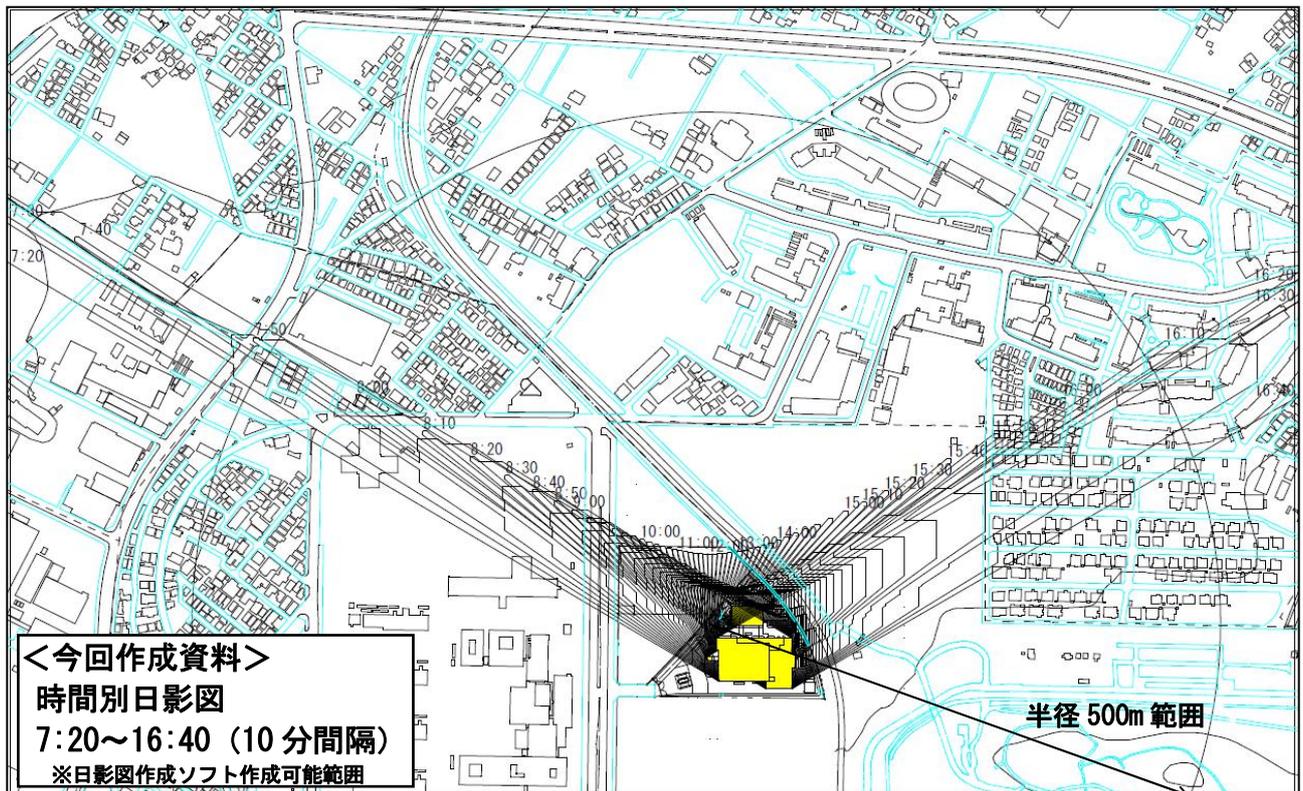


新清掃工場施設整備に伴う日影図の配布について

日頃より立川市行政にご理解いただき、ありがとうございます。

本市では、令和元年9月5日及び7日に「新清掃工場整備運営事業に関する事業概要説明会」を開催致しました。事業概要説明会の中で、施設整備に伴う冬至日の7時から10時について10分間隔の日影図の提供について要望があったことから、新清掃工場から500m以内の周辺住民の方に配布致します。



<建築基準法の日影規制（建築基準法第 56 条の 2）>

・日影規制の制度

日影規制の制度は、住居系の地域などにおいて中高層の建築物により生ずる日影を、基準を設けて規制することによって、周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保持することを目的とします。

・基準となる日と時間帯

日影規制の基準となる日は、1年のうちで最も日照条件の悪い日ということから冬至日を基準としています。測定時間帯は、有効な日照時間である真太陽時による午前8時から午後4時までの8時間となります。

・日影規制時間

日影規制時間は、計画する建築物の「敷地境界線(又は、みなし敷地境界線)からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間」及び「敷地境界線(又は、みなし敷地境界線)からの水平距離の10mを超える範囲における日影時間」が地方公共団体の条例で指定されます。

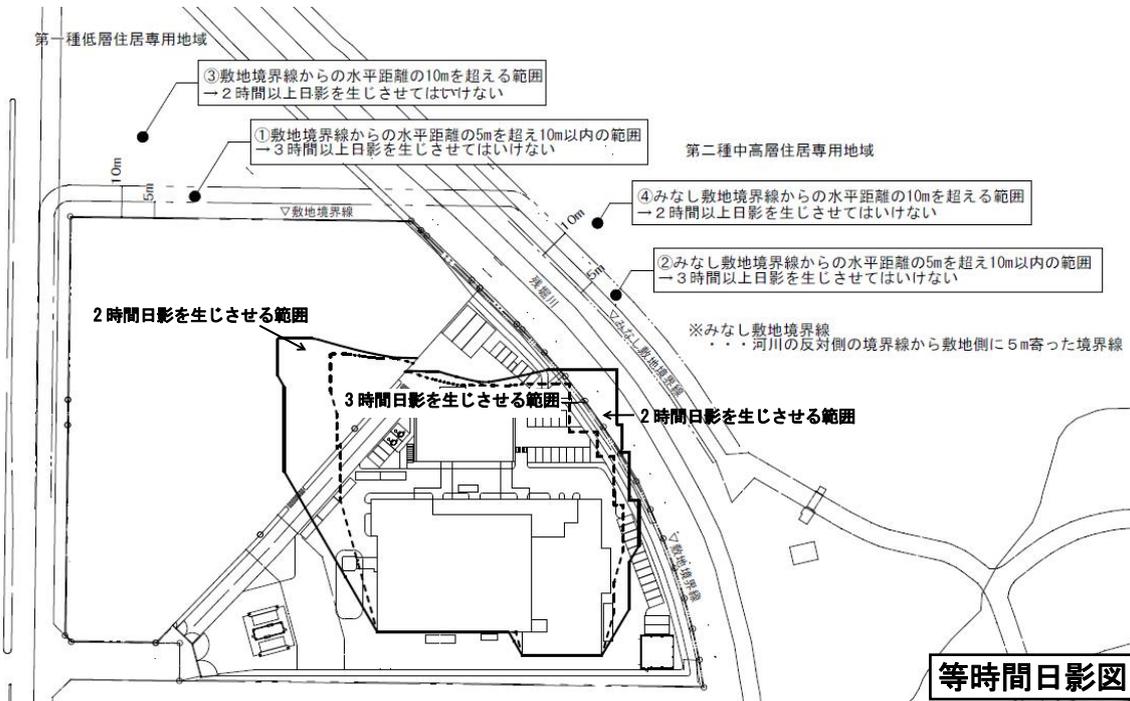
<計画地周辺の日影規制>

「敷地境界線(又は、みなし敷地境界線)からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間」

- ①第一種低層住居専用地域 3時間以上日影を生じさせてはならない。(測定面 1.5m)
- ②第二種中高層住居専用地域 3時間以上日影を生じさせてはならない。(測定面 4.0m)

「敷地境界線(又は、みなし敷地境界線)からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間」

- ③第一種低層住居専用地域 2時間以上日影を生じさせてはならない。(測定面 1.5m)
- ④第二種中高層住居専用地域 2時間以上日影を生じさせてはならない。(測定面 4.0m)



問い合わせ先 立川市環境下水道部 新清掃工場準備室

TEL042-523-2111 内線 4012・4013・4014

荏原・吉川特定建設工事共同企業体

荏原環境プラント株式会社 東日本営業部

TEL050-3416-4514